さ情審査答申第 4 号 平成14年10月31日

さいたま市長 相 川 宗 一 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会 会 長 小 池 保 夫

# 答 申 書

平成14年2月28日付けで貴職から受けた、さいたま市岸町6丁目31-1ほかにおける開発行為等の申請に添付されるべき同意書(以下「本件対象行政情報」という。)の非公開決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

### 第1 審査会の結論

本件対象行政情報につき、さいたま市情報公開条例第10条の規定により、その 存否を明らかにしないで、本件公開請求を拒否した非公開決定は妥当である。

# 第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成14年2月13日付けさ浦行開指収第34号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った非公開決定について、これを取り消すとの決定を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口 頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 実施機関は、本件処分の理由として「行政情報の存否を答えるだけで、個人の同意の有無を答えることとなり、個人のプライバシーを侵害するため、さいたま市情報公開条例第10条の規定により、請求を拒否します」との記載があるが、そもそも開発行為に同意している土地の所有権者は、登記簿上も土地の所有者であるはずであり、登記簿が誰にとっても閲覧可能なものである以上、その所有者のプライバシーを云々する必要性はない。また、所有者の氏名を出すことがプライバシー侵害になるというのであれば、同意した者の名前を隠すなどの方法によって、請求に係る同意書を部分公開することは十分に可能であ

る。

- (2) また、所有権者の同意がなければ、その所有権者の土地について、開発行為が行えるはずもなく、開発行為の主体と土地の所有権者が異なれば必ず同意書が提出される。したがって、同意書が提出されているか否かという点については、情報公開請求を待たなくても分かることであり、同意の有無を答えることがプライバシーの侵害そのものに当たるという論理は、非公開を正当化するためだけの理由付けにすぎない。
- (3) さらに、実施機関は、本件処分の理由を「条例第10条の規定により、請求を拒否します」としたが、これでは、単に非公開の根拠規定を示すだけで不十分であり、実施機関の処分には理由付記を怠った瑕疵がある。
- (4) よって、本件処分は取り消されるべきである。

# 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、非公開理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 公共・公益施設整備計画申請(以下「申請」という。)は、さいたま市開発行 為等指導要綱(以下「要綱」という。)第3条の規定に基づき、区域の面積が5 00㎡以上の規模の建築行為について適用し、その申請には所有権等を有する者 の同意書を添付することになっている。
- 2 申請は、都市計画法に基づく許可処分とは違い、行政指導により任意の協力のもとに申請されるものである。
- 3 申請に添付することとされる同意書は、事業者と地権者との紛争を未然に防止 し、事業の実行性を担保するためのものであり、土地の所在、地目、地積、権利 種別、同意年月日、同意者の住所・氏名・印鑑(実印)等の個人情報を記載する ことになっている。また、同意書には「計画について異議がない」という個人の 意思に関する情報も含まれている。
- 4 本件対象行政情報は、対象者が極めて少ないことから、土地登記簿謄本等の他の情報と照合することで、個人が特定され、個人の保護されるべき権利利益を害することになるため、本件対象行政情報の存在の有無について、拒否したものである。

### 第4 審査会の判断の理由

1 本件において、異議申立人が公開請求を行った対象情報は、さいたま市岸町6 丁目31-1ほかにおける開発行為等の申請(要綱に基づく公共・公益施設整備 計画申請書)に添付されるべき「同意書」である。そして、この「同意書」につ き、実施機関は、同意書には、土地の所在、地目、地積権利種別、同意書の住所・ 氏名・印鑑等の個人情報のみならず、「計画について異議がない」という個人の 意思に関する情報も含まれており、全体として条例第7条第2号本文に規定され ている個人に関する情報に該当すると判断し、他方、異議申立人は、土地の所有者に関する情報は登記簿が誰にとっても閲覧可能なものである以上、その所有者のプライバシーを云々する必要はないし、また、所有権者の同意がなければ、その所有者の土地について開発行為が行えるはずもないのであるから、同意の有無を答えることもプライバシーの侵害に当たらない、と主張する。

しかしながら、条例第7条が行政情報の公開を原則としながらも、同条第2号本文において個人情報については逆に非公開を原則とした趣旨は、個人のプライバシーを最大限に尊重することによって個人のプライバシーの権利保護を図るということにある。同意書の存否は、その者がその土地を所有しているという個人の財産上の情報を示すばかりでなく、その計画に同意した、あるいは同意しないという個人の内心をも明らかにするものであるから、これらの情報は条例第7条第2号本文にいう「個人に関する情報」に該当する。

2 次に、異議申立人は、実施機関が条例第10条に基づきその存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否するという、いわゆる「存否応答拒否」の措置を取ったことについて、都市計画法に基づく開発許可申請書の添付書類である同意書の場合は部分公開されていたことを挙げ、本件の要綱に基づく開発行為等の申請書の添付書類である同意書についても、これを区別することなく、同意した者の名前を隠すなどの方法によって部分公開すべきであると主張する。

この点について、実施機関は、都市計画法に基づく開発許可申請書の添付書類である同意書は都市計画法第30条によって法的に添付が義務付けられており、許可がなされた以上、同意書が添付されていることは明らかであるのに対し、要綱に基づく開発行為等の申請書の添付書類である同意書は、あくまでも行政指導による任意の協力のもとに添付されるものであり、同意書の添付の有無が当該開発を承認するか否かを法的に拘束するものでもない。したがって、両者が公開請求にあってその取扱いを異にするのは当然であるし、また、本件開発行為等の申請については特にその規模が小さく(登記簿等から特定できる同意権者は3名でである。)、同意書の存否を答えるだけでも個人の保護されるべき権利利益を害することになる、と説明している。

3 前述したように、同意書は、特定の個人についてその財産上の情報を示すのみならず、同人がその計画について同意しているという内心の情報をも示しているものであり、個人の内心もプライバシーとして尊重されなければならないことは明白である。一方、要綱に基づく開発行為等の申請においては、地権者等の同意は法定要件とされていないのであるから、都市計画法上の開発許可申請のように同意の有無を公開することが行政が法律を遵守して適正に行われているかどうかを公開することにつながるといった公益上の必要性は存しない。

要綱に基づく開発行為等の申請においては、同意書の存在を法的に推認することはできないのであるから、同意書が添付されているかどうか、すなわち同意書が存在しているかどうかを答えることは、そのこと自体が、その計画について「同

意する」という内心を有する個人が存在することを公開したのと同様の結果となり、かつ、本件のように同意権者がきわめて小人数の場合は、登記簿等の他の情報と照合することにより同時に同意した特定の個人を識別できることにもなる。仮に、本件において、同意書が1枚も添付されていない場合には「不存在により非公開」とし、1枚ないし3枚の同意書が添付されている場合には、添付されている枚数の同意書について氏名等を隠して部分公開したとすれば、これは当該3名について名指しで同意書の公開を請求した場合と実質的に同様の個人情報を公開したことになるのである。したがって、実施機関が、本件同意書について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否したことには合理的な理由があるというべきである。

4 なお、異議申立人は、本件非公開決定の理由欄は、単に条例第10条の文言を ほぼそのままの内容で繰り返したに過ぎないから、条例第12条第1項によって 要求されている理由付記としては不十分であると主張する。

条例第10条は、「当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは…」と規定しているにとどまるから、具体的な公開請求について存否応答拒否をする場合には、理由として、単に条例第10条を示すだけでは足りず、当該行政情報が仮に存在する場合、どの非公開情報に該当して、かつ、当該行政情報の存在等を明らかにすることが、なぜ非公開情報を明らかにすることとなるのかを示す必要がある。

本件対象行政情報について、実施機関は、条例第10条を適用する理由を「行政情報の存否を答えるだけで、個人の同意の有無を公開することとなり、個人のプライバシーを侵害するため」としており、これは、非公開情報とは「同意」、「不同意」という個人の内心の意思に関する情報であること、本件公開請求について同意書の存否を答えることは、個人の「同意」、「不同意」という内心の意思の有無を公開することになる旨理由として示したものと考えられる。したがって、本件処分において、実施機関が理由付記を怠った瑕疵は存しないというべきである。

5 以上のとおり、本件異議申立ては理由がないので、当審査会は、前記第1の結 論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

1	平成14年	2月28日	諮問の受理
2	同 年	3月20日	実施機関から理由説明書を収受
3	同 年	4月17日	異議申立人から意見書を収受
4	同 年	4月23日	審議
5	同 年	5月15日	審議

6	同年	6月20日	審議
7	同年	7月18日	実施機関及び異議申立人からの意見聴取及び
			審議
8	同 年	8月22日	審議
9	同 年	9月19日	審議